

亀山市告示第58号

次のとおり農業集落排水処理施設昼生地区の供用及び下水の処理を開始するので、亀山市農業集落排水処理施設条例（平成17年亀山市条例第124号）第4条の規定により告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部上下水道局下水道室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井義之

- 1 農業集落排水処理施設昼生地区の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成27年3月31日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
下庄町、中庄町及び三寺町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
関係図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流又は分流式の別
分流式
- 5 処理場の位置及び名称
亀山市下庄町3931番地
昼生地区処理場